

[TOP page](#)
[資料室](#)
[イベント情報](#)
[講師を探す](#)
[Worker's 広場](#)
[関連リンク](#)

資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [労働組合](#) | [労働時間をめぐる諸問題](#) | [年俸制と時間外割増賃金](#)
[労働組合](#)
[労働者福祉・共済](#)
[一般教養](#)
[組織活動](#)
[組織運営と法律](#)
[労働安全衛生](#)
[経営対策活動](#)
[教育・宣伝活動](#)
[労働時間をめぐる諸問題](#)
[教育活動](#)
[選挙活動](#)
[組合組織（公務員）](#)
[教育カリキュラム](#)
[🔍 キーワード検索はこちら](#)

年俸制と時間外割増賃金

年俸制が適用されている労働者に対しても、管理監督者、裁量労働制が適用される労働者を除く一般労働者については、時間外・休日労働に対する割増賃金を支払わなければならない。

この場合、年間の割増賃金額をあらかじめ年俸のなかに入れて支払う定額払いもできるが、年俸額のなかの割増賃金部分を明確に区分しておかなければならない。

それと同時に、その部分が、実際の時間外労働の割増賃金額を上回っていることが必要である。

年俸制に関する通達・判例

平12.3.8 基収78号	「一般的には、年俸に時間外労働等の割増賃金が含まれていることが労働契約の内容であることが明らかであって、割増賃金相当部分と通常の労働時間に対応する賃金部分とに区別することができ、かつ、割増賃金相当部分が法定の割増賃金額以上支払われている場合は労働基準法37条に違反しないと解される。」
システムワークス事件・大阪地判 平14.10.25	「年俸適用者には、時間外割増賃金を支給しない、と定めた就業規則は、労働基準法37条1項違反を理由としてその効力は否定する。」
小里機材事件・最判 昭63.7.14 高知県観光事件・最判 平6.6.13	「当事者間で年俸額に時間外割増賃金を含む旨、合意した場合であっても、基本給のうちに割増賃金に当たる部分が明確に区分されていない場合は合意の効力は認められない。」

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録

お申し込みはこちらです。

>>> [一覧へ戻る](#)

[TOP page](#)

[資料室](#)

[イベント情報](#)

[講師を探す](#)

[Worker's広場](#)

[関連リンク](#)

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.